

警察庁作成の取調べ教本に関する意見書

2013年（平成25年）2月14日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

警察庁が2012年12月に作成した取調べ教本「取調べ（基礎編）」（以下「本教本」という。）については、取調べ教養において活用するに当たって、被疑者・参考人を問わず、取調べ全過程の録画（取調べの可視化）の実施を伴ってこそ所期の目的にかなうものであることを銘記すべきである。

警察庁は、取調べの可視化を実施することを前提に、現場の取調べ官に同教本を周知徹底させ、より取調べの高度化を求める研鑽を積ませるべきである。

警察庁は、本教本に示された心理学的知見に基づき、虚偽供述を生まない取調べが行われているかどうかを今後も十分に検証し、違法・不当な取調べを根絶すべく、現実の取調べにおいて、全ての事件で取調べの全過程の録画を行うべきである。

第2 意見の理由

- 1 警察庁は、2012年12月13日、科学警察研究所（犯罪行動科学部捜査支援研究室）の協力を得て、取調べ教養において活用すべき教本として本教本を作成し発表した。警察庁は、国家公安委員会委員長が主催して2010年2月に発足した「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が2012年2月に取りまとめた最終報告を受けて、同年3月に「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を発表し、その中で、「取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図る…ため、…取調べの高度化・適正化等を推進する。」とした。本教本は、同プログラムに基づく取調べの高度化及び適正化策の一環として作成されたものである。

このほか、2012年9月には、警察大学校の取調べ専科において、心理学の知見を踏まえて整理された取調べの基本的手法等を習得させるためのロールプレイング方式の演習等を科学警察研究所との協働により実施し、また、取調べ技術の体系的整理及び研修・訓練並びにそれらに必要な調査研究を進めるための体制整備に向けた取組を推進しているという。

このような取組は、余りに遅きに失した感があるものの、全国の警察の現場

において、取調べの適正化を図る端緒ともなり得るものと評価できるのであって、そのこと自体は有意義である。

- 2 現在、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会において、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」のための検討が進められている。我が国において、参考人及び被疑者の取調べについて根本的な見直しが必要なことは明らかであり、その見直しに伴い、取調べにあっては、できる限り正確な情報を得ることが今後はより一層強く期待される。そのためにも、取調べ技術の向上及び取調べの適正化を図るための具体的方策を確立することは極めて重要である。

本教本は、内外の心理学の分野でのこれまでの研究成果に基づき、「取調べに関連する心理学の知見」をもとに、これを踏まえた取調べの基本的な手法を述べたものとされる。このような心理学的な知見に基づく取調べ手法等を今後、警察の現場に行き渡らせるとともに、さらにその充実が図られるべきである。

もともと、本教本は、取調べの方法を問題とはせずに「取調べを受けている時に感じていた不快感や不安等」を「虚偽自白」の要因と位置付けているなど、虚偽自白を招いた従来型の取調べの在り方そのものへの分析は極めて不十分といわなければならない、その意味で検証不足とのそしりを免れない。

いうまでもなく、このような心理学的な知見に基づく取調べは、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が実施されてこそ意味がある。もし、単に教本を定めただけで、なお密室で取調べが継続されるというのであれば、それは無意味であり、かえって有害であるといっても過言ではない。密室の中では、教本に基づいた取調べがなされたかどうかを検証できず、それが適切なものかどうか結局は不明なままであるからである。密室取調べが継続されるならば、その中で、教本どおり適正に取調べを実施したなどという口実に使われる懸念さえあるであろう。

取調べ手法に心理学的な知見をいち早く導入したイギリスにおいても、取調べの可視化がまずなされ、取調べ方法が検証される中で、心理学的知見が取り入れられたことを銘記しなければならない。

- 3 本教本においては、主として、参考人の取調べが念頭に置かれているようではあるが、この中では、例えば、取調べに際して「話を聴く姿勢」「共感的理解に基づく取調べ」が重要であって、正確な情報を多く引き出すためには自由に述べてもらう質問がもっとも望ましく、「いつ」「どこで」などの焦点化質問、いくつかの中から選択する選択式質問、「はい」「いいえ」で答える質問

などは限定的に用いるべきとされている。この点を見るだけでも、従来の多くの取調べ手法の問題性が明らかになっているといえよう。これが全国の警察や警察学校に配布され、捜査に携わる警察官が学ぶこととなれば、これまでの取調べについての考え方を大きく変える契機となることが期待される。

さらに、本教本では、虚偽自白の原因について大別して3つの型があることを明らかにしている。そして、このうち、「強制・追従型虚偽自白」については、「取調べ時の不快感や不安等により、不利益な事項を認めることによる当面の利益（取調べの終了、釈放等）が将来の問題（起訴、受刑等）より重要であると判断した場合、真実でないと認識している不利益な事項を自白する者がいる。この場合、被疑者取調べの相手方は、自白した結果、将来起こり得る結末について認識している場合もあると考えられるが、『裁判になれば、いずれ真実は明らかになるだろう。』、『検事や裁判官なら分かってくれるだろう。』等と信じ、確かではない長期的な結末より目先の利益を優先してしまうことがある。なお、この種の虚偽自白は、弁護人や親族との面会等によって、取調べを受けている時に感じていた不快感や不安等が消滅した直後に撤回される可能性がある。」としている。

このような記述は、これまで多くの取調べ官が持っていたであろう誤った認識（例えば、「被疑者が取調べ官には本当のことを言っていたのに、弁護人が来たら言を翻した」といった認識）を改めるべきことを科学的根拠に基づいて示しているとは言えよう（ただし、虚偽自白に至る原因の分析が余りに不十分であることは前述のとおりである。）。

また、「虚偽供述を判別するサインとして、一般的に挙げられる行動上の徴表（例えば、視線をそらす、手や足を動かす、自分の体に触れる）は、緊張を示すサインとしてはあり得るが、そのまま虚偽を示すものとして判断することは適切ではない。」という記載もあるが、これは、「うそを言っている被疑者を見抜くことができる」と思い込みがちな取調べ官に再考を促すものと言える。本教本に示された心理学的知見に基づいて、従来の取調べ手法や取調べ官の認識の誤りを正すべきことは当然であって、これら心理学的知見について、広く全国の取調べ官が、その経験の長短を問わず、虚心に学ぶべきである。

- 4 もとより、本教本を取りまとめただけで、違法・不当な取調べの抑止や虚偽供述の防止ができるものでもない。しかし、認知心理学の視点を取り入れた本教本が、今後、警察における従来からの取調べの在り方の大きな転換の契機となり得ることが期待されるものと言えよう。

ただし、この教本に基づく取調べが奏功するのは、あくまで取調べの全過程

が検証可能であることが大前提である。本教本に示された心理学的知見に基づき、虚偽供述を生まない取調べが行われているかどうかを今後徹底的に検証し、違法・不当な取調べを根絶するためにも、全ての事件で、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が行われなければならない。

よって、意見の趣旨のとおり意見に及ぶ次第である。

以 上